

54.07

色彩のみからなる商標の出願における 使用による識別力の立証方法（色彩の同一性の判断）について

色彩のみからなる商標が使用により識別力を有するに至っているか否かを判断する上で、願書に記載した商標の色彩と使用による識別力を立証するために提出された証明書（以下「証明書」という。）における商標の色彩との同一性の判断については、以下のとおりとする。

色彩のみからなる商標が特定されるのは、商標審査基準第4（第5条）の7.(3)(イ)において、商標の詳細な説明に「色彩のみからなる商標を構成する色彩を特定するための色彩名、三原色（RGB）の配合率、色見本帳の番号、色彩の組み合わせ方（色彩を組合せた場合の各色の配置や割合等）等についての具体的かつ明確な説明が記載されている場合」とされており、特にRGB等の表色系^{*}により表す場合には、願書に記載した商標と証明書の商標における表色系の数値は同一である必要がある。

したがって、そのみでは商標の色彩を正確に特定することが困難な雑誌、商品カタログ、店舗の看板の写真等を証明書とする場合には、それらに加えて、正確な商標の色彩（色相、明度、彩度等）を表色系や色見本帳により表した証明書の提出が必要である。例えば、商品カタログの場合、当該カタログを印刷発注した際の色彩の指定情報（例えば、RGB等の表色系の数値、色見本帳の番号）が記載された発注仕様書等が考えられる。

なお、上記により証明された表色系の数値が、願書に記載した商標における表色系の数値とは異なる場合には、その指定商品又は指定役務の取引業界における取引者、需要者が同一と認識し得ると判断できる場合にのみ、同一性を認定するものとする。

※表色系：一定の規則や定義に基づき、色彩を定量的に表すための体系

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第2項（使用による識別性）」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)